

令和8年度

# 就 学 援 助 制 度 の お 知 ら せ

藤岡市教育委員会

藤岡市では、経済的な理由で子どもを小・中学校へ通学させることが困難なご家庭に対して、学用品費等の経費の一部を援助しています。

就学援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえ、次の要領で申請してください。

## 【対象者】

補助対象となるのは、概ね下記の認定要件のいずれかに該当するご家庭です。ただし、生活保護家庭（要保護家庭）に準ずる程度に困窮していると認められるご家庭（準要保護家庭）に限るため、要件に基づいて、審査を行っています。その結果、要件を満たしていたとしても、認定とならない場合もありますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

## 【認定要件】

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

（ア）：生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

（イ）：地方税法に基づく個人の事業税の減免、市民税の非課税又は減免  
及び固定産税の減免

（ウ）：国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免

（エ）：国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

（オ）：児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給

（カ）：生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ ア以外の者で次のいずれかに該当する者

（ア）：失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録  
日雇労働者

（イ）：職業が不安定で、生活が困難と認められる者

（ウ）：学校納付金の納付状況の悪い者、児童又は生徒への食事の摂取、  
被服等の状態が悪い者、その他通学用品等に不自由している者等  
で、生活が極めて困難と認められる者

（エ）：経済的理由で欠席が多い児童又は生徒

## 【援助の内容】

- 次の項目により、保護者が支払った経費の一部を援助します。（上限額あり）
- ・学用品費
  - ・通学用品費（1年生以外）
  - ・校外活動費（宿泊、日帰り）
  - ・修学旅行費
  - ・医療費（学校の健康診断で指示を受けた疾病）
- ※教育扶助を受けている場合は、修学旅行費のみの援助となります。

## 【申請の方法】

在学中の学校で申請書を貰い、学校が定める期日までに下記の書類をご提出ください。

- ①「就学援助費受給申請書（継続・新規）」（様式第1号）
- ②認定要件に対応する証明書類

## 【提出先】

令和8年度 小学2～6年生（現小学1～5年生）⇒在学中の小学校へ

令和8年度 中学2～3年生（現中学1～2年生）⇒在学中の中学校へ

## 【認定】

藤岡市教育委員会は、保護者の申請内容に基づき、校長等の意見を求め、審査いたします。援助が必要と認められる場合は、準要保護児童生徒に認定します。

## 【支給方法】

年2回（前期分は10月、後期分は3月）、学校を通じて保護者へ支給します。

## 【注意事項】

- ※ 申請書の学年欄は令和8年度4月時点の学年を記入してください。
- ※ 前年度に就学援助を受けていた方も、毎年申請が必要です。
- ※ 要保護者（教育扶助を受けている方）は、申請の必要はありません。
- ※ 認定要件に対応する証明書類について、児童扶養手当証書の写しは「**令和8年10月31日まで有効**」のもの、非課税証明書、所得・課税証明書等については「**高校生以上の世帯員全員**」のものを提出していただきます。証明書の提出がない場合は、審査ができませんのでご注意ください。

藤岡市教育委員会 学校教育課

☎0274-50-8212（内線4106）